

議事要旨(2) IASB公開草案「開示に関する取組み IAS第7号の修正案」へのコメント対応

冒頭、関口常勤委員より、IASB 公開草案「開示に関する取組み IAS 第 7 号の修正案」(以下「本公開草案」という。)へのコメント対応について概要の説明がなされ、続いて、大雄専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - コメントレター案において関係者に対して行ったアウトリーチの結果が参照されているが、アウトリーチの規模やアウトリーチで聞かれたその他の意見について委員会で共有することは、当委員会の審議により資するのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 実施したアウトリーチの概要については、今後、可能な限り、委員会で共有するように努めたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案の第 50A 項について、提案されている開示要求において具体的にどのような開示が意図されているかについて財務諸表作成者が適切に理解できるよう、具体例を示す等の工夫をすることが有用と考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘を踏まえて、コメントレター案を修正したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案の第 50A 項で提案されている開示要求について、経営者による説明(MD&A)で開示される情報等と重複する部分もあり得るが、両者の切り分けについて、どのように考えるべきか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案における開示要求の提案には経営者による説明で開示されている情報と重複する部分はあるものの、経営者による説明における開示は IFRS に準拠して財務諸表を作成するすべての企業から提供される訳ではない。このため、IASB が利用者からのフィードバックを踏まえて開示要求を定める場合、提案されているような方法で各基準において開示要求を定めるほかにないよう考えられる。

最後に、事務局から、本日の委員会でいただいたコメントを踏まえ、コメントレター

案について必要な修文を行ったうえで、コメントレターをコメント募集期日中に IASB に提出する予定であることが説明された。

以 上